

ID: 948

担当部署: 都市政策部 都市戦略室 建築住宅課

処分の概要	認定事業者に対する改善命令		
法令名 根拠条項	建築物の耐震改修の促進に関する法律 第20条		
法令番号	平成7年法律第123号		
【根拠条文】 (改善命令) 第20条 所管行政庁は、認定事業者が計画の認定を受けた計画に従って計画認定建築物の耐震改修を行っていないと認めるときは、当該認定事業者に対し、相当の期限を定めて、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設定年月日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和5年4月1日